

八尾市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市に存する木造住宅(国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。)の耐震化を図る所有者に対し、予算の範囲内において八尾市木造住宅耐震改修設計補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、木造住宅の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するもの(店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。)をいう。

(2) 耐震改修技術者

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属する建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号)第 5 条第 1 項第 1 号に規定する木造耐震診断資格者講習の受講修了者である者

イ 公益社団法人大阪府建築士会が主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会(平成 24 年度以降に開催されたものに限る。)」の受講修了者名簿に登録されている者

ウ 一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成 24 年度以降に主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者である者

(3) 耐震診断

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 4 条第 2 項第 3 号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻暦応答計算による方法を除く。)その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。

(4) 耐震改修計画

次のいずれかの計画をいう。

ア 耐震診断結果の上部構造評点が 1.0 未満の木造住宅について、耐震改修後の評点を 1.0 以上又は、2 階建て住宅で耐震改修後の 1 階部分の評点を 1.0 以上まで高めるための計画で耐震改修技術者が作成したものをいう。ただし、耐震診断結果の評点が 0.7 未満である場合は、耐震改修後の数値を 0.7 以上まで高めるための計画で耐震改修技術者が作成したものをいう。

また、前号に規定する市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断を行った場合は、耐震診断結果の数値が、上記の評点 1.0 未満相当と認められる数値(以下「1.0 未満相当と認められる数値」という。)の木造住宅について、耐震改修後の当該数値を上記の評点 1.0 以上相当と認められる数値(以下「1.0 以上相当と認められる数値」という。)まで高めるための計画で耐震改修技術者が作成したものをいう。

イ 一部の部屋の耐震性能を確保するもの(木造住宅の最下階で主として就寝の用に供す

る部屋を含み既設建物から屋外に避難できるものに限る。)で市長が認めたものを設置するための計画で耐震改修技術者が作成したものをいう。ただし、国土交通省及びその他市長が認める公的機関等において、その性能等が確認されているものに限る。(以下「シェルター設置工事等」という。)

(5)耐震改修設計

耐震改修計画を作成し、改修計画図や見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成することをいう。

(6)耐震改修工事

耐震改修計画に基づいて行う工事で、かつ、第 2 号に規定する耐震改修技術者による工事監理を行うものをいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、本市内に存する木造住宅で、次の要件に該当する建築物とする。ただし、この要綱又は八尾市木造住宅耐震改修設計及び工事補助金交付要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
- (2) 地階を除く地上階数が 2 以下のもの
- (3) 耐震診断結果の数値が 1.0 未満又は 1.0 未満相当と認められる数値であったもの
- (4) 現に居住又はこれから居住しようとする木造住宅であるもの

(補助対象者)

第 4 条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の要件に該当するものをいう。

- (1) 補助対象建築物の個人所有者(区分所有に係わる木造住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条に規定する団体)であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者の課税所得金額が 5,070,000 円未満であること

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象経費は、耐震改修設計に要する費用とする。

(補助内容)

第 6 条 市は、補助対象者に対して、予算の範囲内において補助するものとし、補助金の額は、耐震改修設計に要した費用の 10 分の 7 以内で、かつ、1 戸につき 100,000 円のいずれか低い額を上限とする。上記に加えて、長屋住宅又は共同住宅については全体で 400,000 円を上限とする。

2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修設計に着手する前に補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該建築物の所有者と占有者が異なる場合又は、所有者が複数いる場合等においては、耐震改修設計を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていることを原則とし、占有者又は申請者以外の当該建築物の所有者の同意書(様式第 2 号)を提出すること。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)により当該申請者に通知するものとする。

(耐震改修設計の着手)

- 第 9 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに耐震改修設計に着手するものとし、着手前に着手届(様式第 5 号)を市長に届出なければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

- 第 10 条 補助決定者は、第 8 条の規定による通知を受けた後、事情により耐震改修設計を中止する場合は、速やかに補助金交付申請取下届(様式第 6 号)により市長に届出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の届出があったときは、第 8 条第 1 項に定める補助金の交付決定が取り消されたものとみなす。

(耐震改修設計の中止)

- 第 11 条 補助決定者は、耐震改修設計の着手後において、やむを得ない事情等により耐震改修設計を中止しようとするときは、速やかに耐震改修設計中止届(様式第 7 号)により市長に届出なければならない。この場合において、それまでに要した経費は、自己負担とする。
- 2 市長は、前項の規定による耐震改修設計中止届の届出があったときは、第 8 条第 1 項に定める補助金の交付決定が取り消されたものとみなす。

(完了報告)

- 第 12 条 補助決定者は、耐震改修設計完了後 30 日(八尾市の休日をも定める条例(平成 2 年八尾市条例第 20 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(以下「休日」という。)である場合は、その日以前の直近の休日でない日)以内又は第 8 条第 1 項の規定による補助金交付決定の通知を受けた年度の 2 月末日(休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日)のいずれか早い日までに、完了報告書(様式第 8 号)及び補強説明書(様式第 9 号)に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 13 条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修設計が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 10 号)により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第 14 条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、請求書に必要書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 補助決定者が前項の補助金の交付を請求するにあたり、その請求及び受領の権限を耐震改修設計を行った耐震改修技術者に委任する場合は、請求書に補助金の代理受領に係る委任状(様式第 10-2 号)等の必要書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 補助決定者が八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、返還命令書(様式第 12 号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第 18 条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他必要な事項)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。